【資料－2】

今後の進め方について

千葉柏道路計画策定の進め方（案）

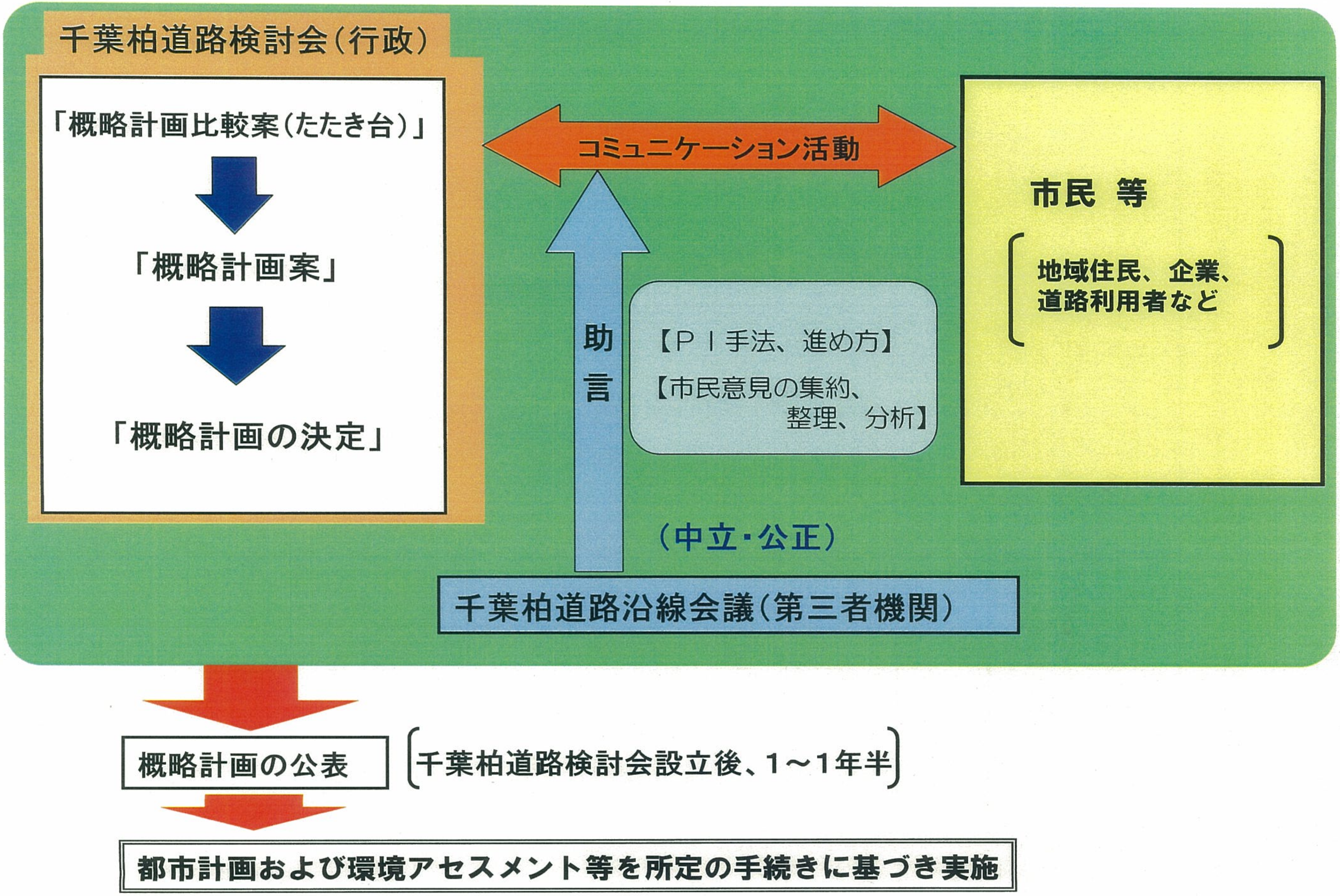

千葉柏道路検討会は、関係6市及び関係機関と調整を行い、概略計画を策定するものである。

その策定にあたっては、複数案の検討を実施したうえで「市民参画型道路計画プロセスガイドライン」に基づいた、PI コミュニケーション活動等を行い、そこで得られる市民意見を参考にするものとする。

策定された概略計画は、広く公表するものである。

※関係6市（野田市、柏市、我孫子市、印西市、白井市、八千代市）

千葉柏道路沿線会議は、有識者、市民委員から構成され、PI コミュニケーション活動に対して、その内容等について千葉柏道路検討会に中立公正な立場から、助言をするものである。

千葉柏道路沿線会議（仮称）

【目　的】

沿線会議は、「千葉柏道路検討会」で作成される概略計画に対して、PIプロセスの時間管理を念頭に置きつつ、手続きの透明性・客観性・公正さを確保するため、公正中立の立場から、PI（パブリックインボルブメント）プロセス等について助言を行うことを目的とする。

【組織構成】

有識者委員　⇒　調整中

市民委員　⇒　関係各市より推薦をいただき、調整中

※10月下旬～11月上旬に開催予定

PIガイドライン　＜参考資料＞

道路見える化計画
課題が見える・やり方が変わる

■構想段階における市民参加型道路計画プロセスのガイドライン

（平成17年9月　国土交通省）

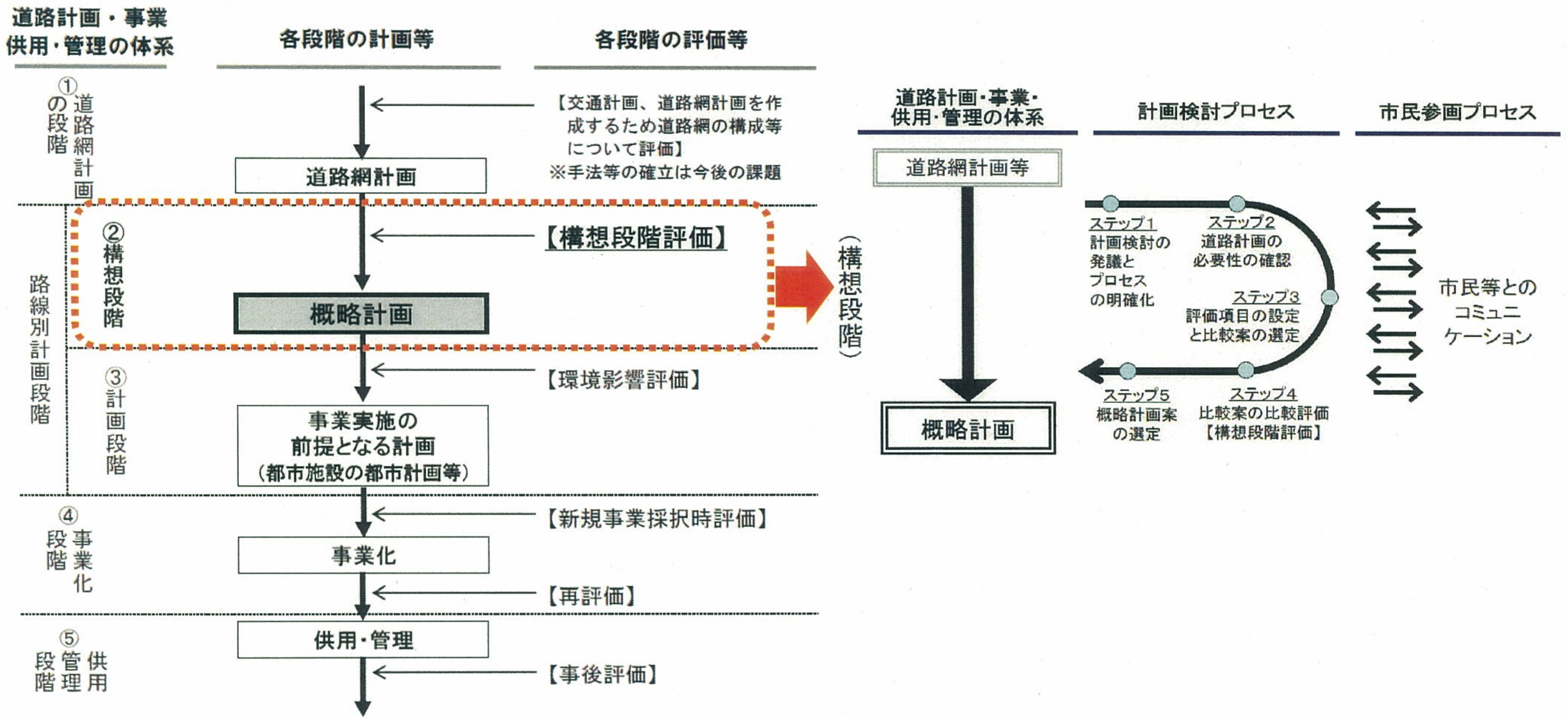

図１　道路計画・事業・供用･管理の体系における計画や評価等

3．市民参画プロセスの推進体制

(1) 推進体制構築の考え方

市民参画プロセスの実施にあたり、市民参画プロセスの実施主体が必要と認める場合には、第三者機関を設置した上で市民参画プロセスを実施することができる。

(2) 第三者機関の役割

第三者機関の設置にあたっては、当該機関が担うべき役割を明確にする必要がある。一般に、第三者機関は次に掲げる役割を担うことができる。

① 計画検討プロセスの進行管理や市民参画の進め方等の監視
② 技術検討の支援や政策的な助言
③ 意見把握等の代行や把握した意見の整理、分析等、市民参画プロセス実施の支援
④ 概略計画案の検討にあたって配慮すべき事項や比較案の選定等に関する道路管理者への助言

ただし、ひとつの第三者機関が複数の役割を担おうとする場合、役割の組み合わせによっては第三者機関としての中立性を維持できなくなる場合があることに注意が必要である。

(3) 第三者機関を設置する場合の留意点

第三者機関は、市民参画プロセスの実施主体の意思に基づき、道路管理者が設置する。第三者機関の委員は、市民参画プロセスの実施主体が選定の上、道路管理者が委任する。第三者機関の委員は、当事者ではない中立的な立場にある学識経験者等で構成する。第三者機関の設置にあたっては、その中立性の確保等に関する必要事項を規定した規約を定めるものとする。

【解説】

ア）第三者機関設置の基本的考え方

市民参画プロセスは、あくまでも道路管理者等が実施するもので、第三者機関が実施するものではありません。第三者機関は、どの事業においても必ず設置するという性格のものではなく、個々の案件についての市民参画プロセスの状況に応じて、①～④に示す機能を第三者機関に求めるべきか否かを検討した上で必要に応じ設置すべきものです。

イ）第三者機関の権限

第三者機関の役割は限定的に考えるべきであり、概略計画に関わる決定権をゆだねるものではありません。例えば②や④のような役割を求める場合であっても、第三者機関からの助言と最終的に道路管理者が行う意志決定の結果が異なることもありえます。この場合、道路管理者は、第三者機関の助言と自らが下した決定が異なる理由を明らかにし、公表することにより自らの責任を果たすことが必要です。

ウ）第三者機関の具体的な役割

第三者機関は、市民参画プロセスにおいて中立な立場から以下のような役割を果たすことが求められます。特に大規模な計画を対象としている場合等、様々な利害関係が複雑に絡み合うような場合には、学識経験者等で構成される中立的な第三者機関の役割が大きくなることがあります。

① 計画検討プロセスの進行管理や市民参画の進め方等の監視

時間管理を念頭に、計画検討プロセスにおける各ステップの終了（次のステップの開始）に関する判断や、市民参画プロセスの進め方、提示する情報の内容や質、タイミング等の妥当性に関する助言・評価等を実施する役割を担います。

② 技術検討の支援や政策的な助言

高度に専門的な立場から技術検討内容について助言・指導を行う役割や、当該道路計画と国や地方公共団体の長期計画や都市計画等との整合性を検討し、政策的に妥当な方向性を助言する役割を担います。

③ 意見把握等の代行や把握した意見の整理、分析等、市民参画プロセス実施の支援

市民参画プロセスが大規模または複雑な場合等において、第三者として市民等の意見把握等を代行し、道路管理者が概略計画を決定するに当たって配慮すべき市民等の意見について、整理、分析する役割を担います。

④ 概略計画案の検討にあたって配慮すべき事項や比較案の設定等に関する道路管理者への助言

専門的立場から、比較案の選定や評価項目の設定、比較案の比較評価等において配慮すべき事項や方向性等を道路管理者に助言する役割を担います。

エ）第三者機関が同時に担うことが望ましくない役割の組合せの例

第三者機関が担うことのできる役割は多岐に渡りますが、複数の役割が同時に必要とされる場合、役割の組合せによっては、機能の矛盾が生じる等、第三者機関の本来の役割を十分に発揮できなくなることがあるため留意が必要です。

特に、プロセスを監視する役割（①）と計画検討の内容に関して助言を行う役割（④）とを同一機関が同時に担うことは、中立性と専門性とを両立させることが難しいため、避けることが適切です。

また、過去の市民参画の実施例においては、一般にひとつの機関に多くの機能を持たせ過ぎる傾向が見られますが、高度な専門的判断を適切に行うためには、過度の負担は避けるべきです。このような問題は、機関を複数設け、役割分担することで回避することができます。

その際は、各機関の役割を明確に区別して運営することが必要です。

オ）第三者機関の委員の構成

第三者機関の委員の構成については、その機関が与えられた役割及び地域・事業の特性に照らして相応しい選定が必要であり、学識経験者の他、市民や利用者の代表、関係行政機関等が考えられます。

6

千葉柏道路計画策定スケジュール（案）

H18.6.13　「千葉柏道路協議会」　提言報告会

↓

「千葉柏道路検討会」　設立準備

↓

H18.10. 11　「千葉柏道路検討会」設立予定
（概略計画策定のスタートを公表）

・「千葉柏道路検討会」

・「千葉柏道路沿線会議」

・「PIコミュニケーション活動」

↓

「概略計画の公表」　「千葉柏道路検討会」設立後、1～1年半

↓

「アセス・都計手続き」　※おおむね3年程度

↓

（環境影響評価や都市計画の審議・検討状況等により所要時間は変動）

「事業化」

概略計画を決めるまでの流れ（案）

概略計画までの流れ

H18.10.11

千葉柏道路検討会の設立

↓

H19.1

概略計画（たたき台）の公表

↓

H18 年度内

市民意見の把握

↓

H19 年度
上半期

概略計画(案)の公表

↓

H19 年度
上半期

市民意見の把握

↓

H19 年度内

概略計画の公表

千葉柏道路検討会

検討会設置

・ＰＩ手法・進め方の整理
・たたき台の作成方針整理

検　討　会

・概略計画(たたき台)の作成
・評価項目の設定

検　討　会

・市民意見の集計
・概略計画(案)の絞込み検討
・概略計画(案)の作成

検　討　会

・市民意見の集計
・概略計画（案）の評価
・概略計画の作成

検　討　会

・概略計画の決定

千葉柏道路沿線会議

沿線会議設置

・沿線会議の役割確認
・ＰＩ手法、進め方の確認

沿　線　会　議

・概略計画（たたき台）に対するＰＩ手法、進め方の助言
・コミュニケーション活動計画の助言

沿　線　会　議

・市民意見に関する助言
・概略計画（案）に対するＰＩ手法、進め方に関する助言
・コミュニケーション活動計画の助言

沿　線　会　議

・市民意見に関する助言
・コミュニケーション活動に関する助言
・市民意見に対する道路計画の考え方について確認
・概略計画の周知方法に関する助言
・千葉柏道路沿線会議総括

市民のみなさんとのコミュニケーション活動

広報誌、ホームページ

・千葉柏道路検討会および千葉柏道路沿線会議の設立
・アンケート調査

千葉柏ホームページ

広報誌、ホームページ

・概略計画(たたき台)の公表
・ＰＩ手法・進め方の公表

オープンハウス

野田市、柏市、我孫子市、印西市、白井市、八千代市にて開催

広報誌、ホームページ

・コミュニケーション活動の結果報告
・概略計画（たたき台）に対する意見等
・アンケート調査

広報誌、ホームページ

・概略計画(案)の公表
・ＰＩ手法・進め方の公表

千葉柏ニュース

オープンハウス

野田市、柏市、我孫子市、印西市、白井市、八千代市にて開催

広報誌、ホームページ

・コミュニケーション活動の結果報告
・概略計画（案）に対する意見等

広報誌、ホームページ

・概略計画の公表
・今後の進め方の公表

千葉柏ニュース

他の事例

新山梨環状道路 東側区間 概略計画

この計画は、みなさんからいただいたご意見を踏まえ、策定したものです。

新山梨環状道路とは

新山梨環状道路は、甲府都市圏における交通の円滑化と、甲府市と周辺市町村間の連絡強化などを目的とした全長約43kmの環状道路で、東西南北の４つの区間によって構成されており、このうち西部区間は中部横断自動車道を利用しています。

山梨県と国土交通省では新山梨環状道路の整備を進めています。このうち東部区間約7kmと続く北部区間約２kmは一体の区間〔東側区間〕としてＰＩ手法を用い、市民等のみなさんの意見を伺いながら計画づくりを進めてきました。この概略計画（道路のおおむねの位置や構造などを示す基本的な計画のこと）はそれらを反映し、策定したものです。

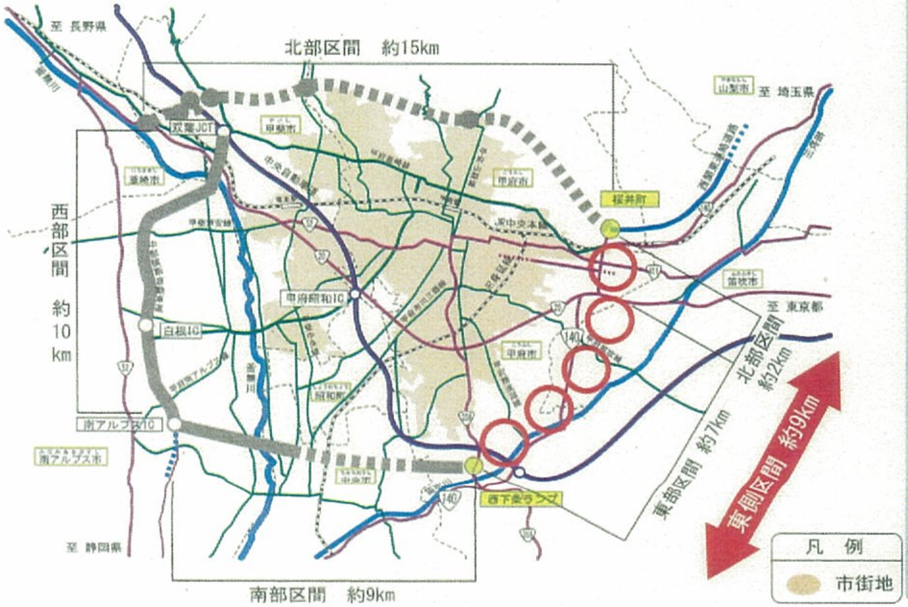

計画づくりの流れ

H17.9月
計画のたたき台の提示

H17.11月
主な意見への行政の考え方を提示

H17.12月
市民と協議会との対話

H18.5月
概略計画（案）の作成

H18.6月
概略計画の決定

協議会の開催

第１回協議会（5月30日）
・ＰＩ手法の確認

第２回協議会（7月11日）
・計画のたたき台の内容を確認
・オープンハウス・説明会の開催方法等の検討

第３回協議会（10月24日）
・これまでに聴取した意見の把握
・後半オープンハウス開催内容の検討

第４回協議会（12月18日）
・意見交換会と同時開催し、市民等のみなさんからの意見を聴取

第５回協議会（1月31日）
・今後の意見聴取の必要性について検討し、おおむねの意見把握はなされたと判断

配慮事項等について県・国に報告（4月25日）

第１回専門部会（2月21日）

第２回専門部会（3月15日）
・専門的な立場から概略計画立案にあたっての配慮事項を検討

第６回協議会（3月23日）
・市民等のみなさんの意見を踏まえ、概略計画立案にあたっての配慮事項について検討

第７回協議会（6月19日）
・概略計画の表現方法及び周知方法等の確認

市民等のみなさんとのコミュニケーション活動

広報紙１号（7月31日）
・ＰＩによる計画づくり開始のお知らせ等

広報紙２号（9月15日）
・計画のたたき台の公表、意見ハガキの添付

オープンハウス・説明会（9月27日、甲府市）
オープンハウス・説明会（10月7日、笛吹市）
オープンハウス・説明会（10月16日、甲府市）
・パネル展示等による情報提供
・市民等のみなさんとの直接対話による意見聴取

広報紙３号（11月18日）
・市民等のみなさんからの主なご意見への行政の考え方の提示

オープンハウス（11月25日、甲府市）
オープンハウス（11月27日、笛吹市）
オープンハウス（12月2日、甲府市）
・追加パネルや模型の展示によるさらなる情報提供
・市民等のみなさんとの直接対話により具体的な意見を聴取

意見交換会（12月18日）
・市民、協議会、県・国による意見交換
・テーマに沿った意見交換による意見の掘り下げ
・新たな意見の有無の確認

広報紙４号（3月6日）
・意見交換会の結果のお知らせ等

広報紙５号（5月12日）
・協議会からの報告内容のお知らせ等

広報紙６号（6月28日）
・概略計画の公表、今後の進め方のお知らせ

※この他、ホームページによる情報提供、電話・ＦＡＸ等による意見聴取も実施